

## 夜間納付窓口のご利用を

水道料金のお支払いのため、下記のとおり夜間納付窓口を開設していますので、ご利用ください。

年 月	開 設 日 (火曜日)		
令和2年 8月	4日	18日	
9月	15日	29日	
10月	13日	27日	
11月	10日	24日	
12月	1日	15日	
令和3年 1月	19日		
2月	2日	16日	
3月	2日	16日	30日

場 所：行田市大字前谷1番地1 水道庁舎  
(西部配水場内)  
時 間：午後7時まで

## 水道だより第41号の修正について

水道だより第41号において、施設の更新費用の説明が不十分でしたので、下記のとおり修正いたします。修正により更新費用に差がありますが、改定料金算定期間（令和2～6年度）の更新費用に変更はありません。

修正前：今後10年間で施設の更新を含め約88億円  
の更新費用が必要です。

修正後：令和2年度から10年間で施設の更新を含め  
約86億2千万円の更新費用が必要です。

約88億円は平成30年度から10年間で必要となる更新費用を試算した額です。

修正内容を図で表すと以下のとおりです。

修正前	(年度)										
30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
← 更新費用約88億円 →											

修正後	(年度)										
30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
← 更新費用約86億2千万円 →											

## 納期限内のお支払いをお願いします

水道料金のお支払いは、納入通知書に記載されている納期限内にお願いします。納入通知書に記載してある取扱金融機関並びにコンビニエンスストアでお支払いいただけます。水道料金の納入がない場合には、給水を停止する場合がありますので、ご注意ください。

水道課では便利な口座振替のご利用をおすすめしています。水道料金の領収書、通帳及び通帳にご使用の印鑑を持って納入通知書裏面に記載してある取扱金融機関（みずほ銀行・三井住友銀行・川口信用金庫を除く）の他、全国のゆうちょ銀行・郵便局、中央労働金庫でお申し込みください。

## 水道課発行の印刷物に広告を掲載しませんか

水道課が発行する印刷物への有料広告を募集しています。詳しくは水道課へお問い合わせください。

- 広告掲載を募集している印刷物
- ◇水道だより
  - ◇水道検針票



## 漏水は毎月チェックし早めの発見を

- ①月に一度は、水道の蛇口を全部閉めて水道メーター内のパイロットが回っていないか確認をしてください。
- ②パイロットが回っていると漏水の疑いがあります。
- ③漏水の修繕は、行田市指定給水装置工事業者に依頼してください。費用はお客様の負担となります。
- ④地下等で発見できにくい漏水は、水道料金の軽減対象となる場合があります。

